

議案第94号

鹿屋市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

鹿屋市子ども医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日提出

鹿屋市長 中 西 茂

鹿屋市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

鹿屋市子ども医療費助成に関する条例（平成18年鹿屋市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「鹿屋市重度心身障がい者医療費助成に関する条例（平成18年鹿屋市条例第106号）及び鹿屋市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成18年鹿屋市条例第96号）に基づき、医療費の助成を受ける市町村民税課税世帯（市町村民税非課税世帯以外の世帯をいう。）の者並びに」を削り、同条第8項を削る。

第3条第1項及び第2項を次のように改める。

市長は、対象者の保険給付に係る一部負担金について、医療機関等に対して、助成金を支給するものとし、助成金の額は、対象者の保険給付に係る一部負担金の毎月の合計額とする。

2 前項によりがたい場合は、対象者の受けた保険給付に係る一部負担金を医療機関等に支払った扶養義務者に対して、助成金を支給するものとし、助成金の額は、対象者の一部負担金の支払額の毎月の合計額とする。

第3条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、扶養義務者が当該助成に係る医療に関し医療機関等に支払った証明手数料のうち、証明1件につき50円を限度として助成する。

第5条中「子ども医療費助成金受給資格者証」を「子ども医療費給付受給資格者証」に改める。

第7条の見出し中「助成金の」の次に「請求及び」を加え、同条第1項及び第2項を次のように改める。

第3条第1項に基づく医療機関等への助成金の支給は、受給資格者が前条の規定により鹿児島県内の医療機関等で受給資格者証を提示して保険給付を受けたときは、当該医療機関等から提供される情報に基づき、鹿児島県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部から市長への請求に対して行うものとする。

- 2 扶養義務者は、第3条第2項の規定に基づき助成金の支給を受けるときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第7条第3項中「第1項」を「前項」に改める。

第8条第1項中「申請があったとき、」を「請求」に、「規定による申請があったものとみなされる」を「申請があった」に改め、「当該申請に係る扶養義務者に」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿屋市子ども医療費助成に関する条例の規定は、令和7年4月1日以後の診療に係る医療費分から適用する。
- 2 この条例による改正後の鹿屋市子ども医療費助成に関する条例第4条の届出については、鹿屋市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成18年鹿屋市条例第96号）第4条第1項及び鹿屋市重度心身障がい者医療費助成に関する条例（平成18年鹿屋市条例第106号）第5条による登録等があるものは、当該届出があったものとみなす。

（提案理由）

鹿児島県が令和7年4月から子ども医療費助成の現物給付方式の対象者を拡大することに伴い、所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。